JAST 規程－102－20190726

通報に関する規程

倫理委員会

（目的）

第1条　この規程は，日本トライボロジー学会（以下「学会」）において，通報を適切に処理するため，重要な事項を定めることを目的とする．

（定義）

第2条　本規程において，次の各項に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる．

2 「会員」とは，定款第5条に定める会員をいう．

3 「役職員等」とは，役員（但し，会長及び監事を除く），職員，及び学会との契約に基づいて労務を提供する者をいう．

4 「通報」とは，第4条に定める通報者が，学会において通報対象事実が生じ，又は，まさに生じようとしていると思料して，氏名，所属及び連絡先を明らかにし，その旨を倫理委員会の通報窓口担当者（以下「担当者」という．）に対し知らせることをいう．

5 「通報対象事実」とは，日本トライボロジー学会倫理規程に違反する事実のうち，法令違反及び公益通報者保護法において通報対象事実とされている事項を除くものをいう．ただし，倫理委員会は，その決定により，本規程における通報対象事実以外の事項についても受理，調査を行うことができる．

（通報窓口，責任者，担当者）

第3条　学会事務局を通報窓口とする．

2 通報窓口責任者（以下「責任者」という．）は，事務局長とする．

3 担当者は，事務局の職員とする．

（通報者）

第4条　通報窓口の利用者（以下，「通報者」という．）は，会員，及び役職員等とする．ただし，会員のうち維持会員及び公共会員については，維持会員名簿及び公共会員名簿に記載された者とする．

（通報の方法）

第5条　通報窓口の利用方法は，電子メール又は信書（ファクシミリ送信文書は除く）による．

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため，実名による通報のみ

を受け付けるものとする.

（通報の受付等）

第6条　通報を受けた担当者は，通報者の秘密保持に配慮しつつ，通報者の氏名，所属及び連絡先並びに通報内容となる事実を記録する.

2　通報を受けた担当者は，通報者に対し，通報者の秘密は保持されること及び通報者に対する不利益な取扱いのないことを説明する.

3　通報窓口及び業務上通報等に関する情報を知り得た者は，その情報に関して秘密を保持しなければならず，通報者の同意がない限り，通報者の氏名等の情報を開示してはならない.

4　担当者は，通報者の氏名，所属，および連絡先並びに通報内容となる事実を責任者に報告する.

5　責任者は，通報内容が通報対象事実かどうかに照らし合わせ，受付の決定をする. 通報内容が明らかに通報対象事実に該当しない場合，責任者は受け付けをしない旨及びその理由を，通報者に対し原則として書面または口頭で通知する. ただし，責任者の判断により，電子メールにて通知することもできる.

6　責任者は，担当者から通報の報告を受けたときは，通報内容を書面にて，倫理委員会へ報告する. この場合，責任者が受け付けを行わなかった通報についても書面にて報告を行うものとする.

7　前項にて通報を受け付けた場合，倫理委員会は，通報の受理又は不受理，並びに調査を行うか否かを決定する.

8　前項の倫理委員会における協議の結果，通報が不受理となった場合，倫理委員会は，受理しない旨及びその理由を，通報者に対し書面により通知する.

9　倫理委員会は，受理の決定をした場合，又は調査を行う旨を決定した場合は，通報者を匿名にして，会長及び監事に書面にて報告する.

10　倫理委員会は，通報を受理し調査を行う場合は受理した旨及び調査を行う旨を，通報を受理し調査を行わない場合は受理した旨並びに調査を行わない旨及びその理由を，通報者に対し書面により通知する.

11　第4項において，責任者が通報対象事実と利害関係にある場合は，担当者が直接倫理委員会へ書面にて報告する. 報告を受けた後，倫理委員会は第 7 項以降の手続きを行う.

（調査の実施等）

第7条　倫理委員会が通報を受理し調査を行う決定をした旨の報告が会長に行われた場合，会長

は，調査委員会を設置して調査及び審議を指示する．

2　調査委員会の委員及び委員長は会長が指名する．

3　調査委員会は，通報者及び調査に協力した者の名誉，プライバシー，その他秘密保持に配慮しつつ，被通報者その他の関係者からの事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法により調査を行う．

4　調査委員会は，調査の実施にあたっては，通報対象事実に係る機関及びその関係者に対して，関係資料等の提出など，必要な協力を求めることができる．

5　調査委員会は，調査中であっても，緊急かつ必要な措置を講じなければならないと思料したときは，その旨を倫理委員会に書面にて報告する．倫理委員会は報告結果を検討し，調査結果が妥当と認められた場合，会長に報告する．会長は直ちに通報対象事象の中止その他の措置を講じることができる．

（是正措置の実施等）

第8条　調査委員会は，調査の結果，通報対象事実の存在を認めた場合，速やかに是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という．）を検討し，倫理委員会に書面にて報告する．また，通報対象事実があると認められなかった場合もその調査結果を倫理委員会に書面にて報告する．

2　倫理委員会は，調査委員会からの調査結果を審議し，会長及び監事にその結果を速やかに書面にて報告する．

3　会長は，倫理委員会から通報対象事実の存在を認める内容の報告及び是正措置等の報告を受けた場合，適切に対応するものとする．

4　会長は，是正措置等を執行し，執行後速やかに是正措置等の内容を倫理委員会及び理事会へ書面にて通知する．

5　倫理委員会は，会長が是正措置等を講じた場合は，事実関係及び是正措置等の概要等を，調査を行った場合は調査結果を，関係者のプライバシーに配慮しつつ，通報者に対し，遅滞なく書面にて通知する．

（会長の責務）

第9条　会長は，倫理委員会から報告があった場合は，必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない．

2　会長は，通報者が，通報をしたことを理由として，学会で不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない．

（通報者等の保護等）

第 10 条 通報者は，通報したこと，又は通報等に係る調査等に協力したことを理由として，不利益な取扱いを受けない．

2 前項の規程にかかわらず，不利益な取扱いを受けた通報者は，その旨を倫理委員会に申し出ることができる．

3 倫理委員会は，前項の報告を受けた場合は，不利益の回復に必要な措置を講ずるものとする．

4 この規程に定める事務に従事する者は，通報者，会員，役職員等その他関係者のプライバシーに十分配慮し，知り得た秘密は厳守しなければならない．

5 この規程に定める事務に従事する者は，自らが関係する通報処理に関与してはならない．

（通報者等の責務）

第 11 条 通報者は，虚偽の通報，他人をひぼう中傷する通報，他人の業務を妨害する通報，プライバシーを著しく侵害することを目的とする通報，その他の不正の目的の通報をしてはならない．

2 通報者は，他人の正当な利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない．

（調査協力義務）

第 12 条 会員，役職員等の関係者は，倫理委員会，調査委員会が行う調査に協力しなければならない．

（情報の記録と管理）

第 13 条 責任者は，通報者の氏名及び通報等の経緯，内容，証拠等の記録を厳重に保管し，これらの記録の漏えい，滅失又はき損の防止に努めなければならない．保管期間は原則として10年間とする．

附 則

1．この規程の各条項の「会長」は，倫理委員会が必要と判断した場合には「副会長」と読み替えることができる．

2． 倫理委員会の組織及び運営については倫理委員会内規に定める．

3．この規程は，2013年 4月 1 日から施行する．

追記：通報フォーマットを添付．（2013 年 11 月 19 日倫理委員会決定）

（改定記録）

2017 年 11 月 28 日　理事会承認･･･倫理規程の語「規程」, 倫理委員会内規の用語「内規」変更に伴う語句の変更.

2019 年 7 月 26 日　理事会承認･･･第 1 条の脱字の修正

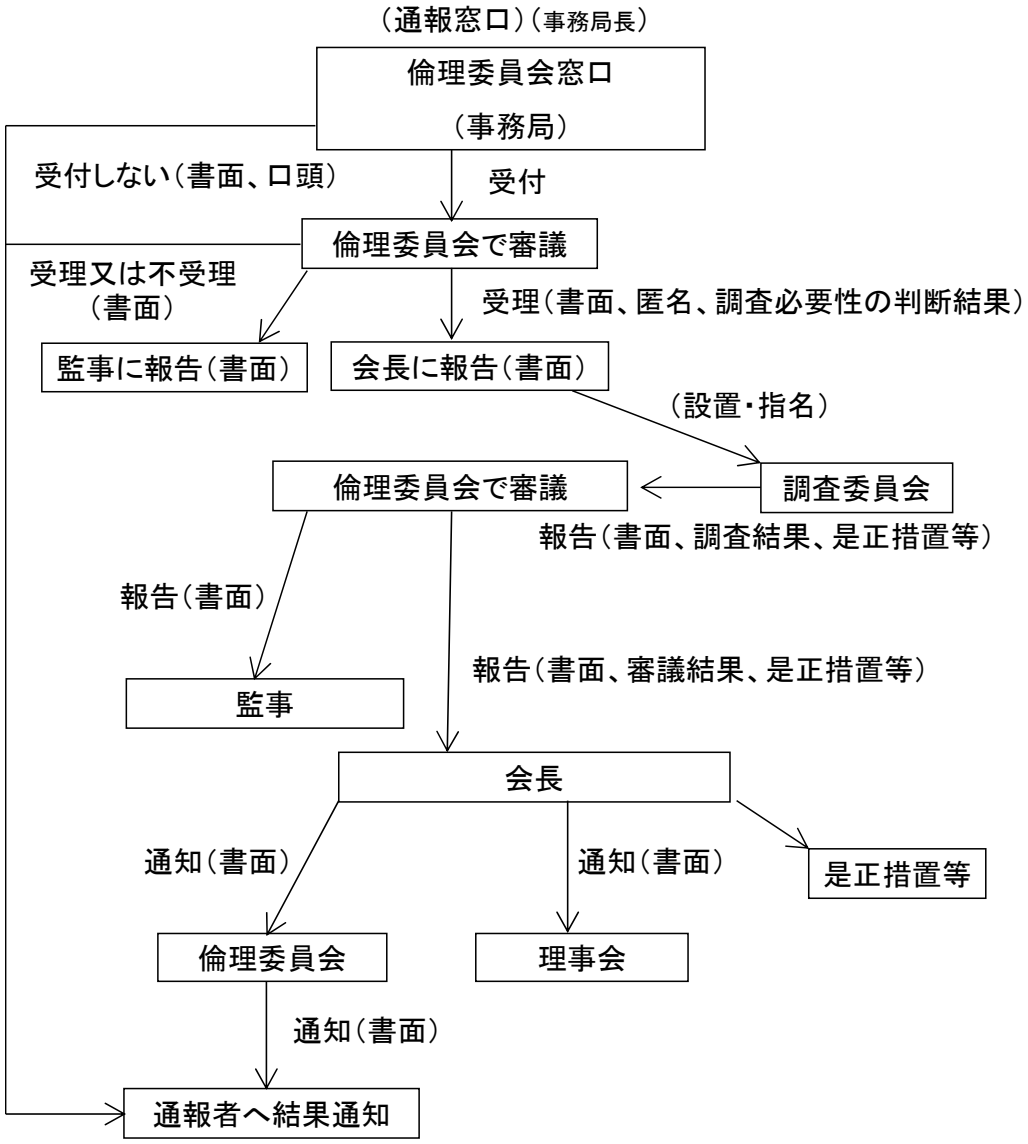

図　運用手順

≪会員・役職員からの通報フォーマット≫

		送付日	年　月 日

氏名		所属	

希望連絡方法 （①②③いづれか 又は複数も可）	① 住所 : ② TEL : ③ E-mail :

通報内容	① 通報対象者(所属): ② 通報の内容: （いつ） （どこで） （何が） ③ 特記事項:

証拠書類等の用意 （ 有 （ ） ・ 無 ）
結果の通知（ 希望する・希望しない ）

※実名による通報のみ受け付けます.
※通報は電子メールまたは信書（FAX は除く）で学会／事務局長までお願いします.
　電子メールの場合は本フォーマットをご使用していただくか，本フォーマットの記載内容を参考にして送信ください.

通報専用電子メールアドレス ： tsuhou@tribology.jp

　郵便の場合は本フォーマットをご使用していただき，親展で送付してください.
※分かる範囲で記入ください.
※受信日より20日以内に調査開始の要否を連絡します.
　（調査を行わない場合はその理由を明記）